

平成 26 年 9 月 25 日

第 4 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

9 月 2 5 日（最終日）

- 日程第 1 議 案 第 3 9 号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 認定議案第 1 号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第 3 認定議案第 2 号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 4 認定議案第 3 号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 5 認定議案第 4 号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 6 認定議案第 5 号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 7 認定議案第 6 号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第 8 認定議案第 7 号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第 9 議 案 第 4 2 号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議 案 第 4 3 号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議 案 第 4 4 号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議 案 第 4 5 号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議 案 第 4 6 号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議 案 第 4 7 号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議 案 第 4 8 号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第16 議 案 第 4 9 号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第17 議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第18 議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第20 請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第21 請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第22 請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第23 請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第24 発議第52号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書
- 日程第25 発議第53号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- 日程第26 発議第54号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書
- 日程第27 発議第55号 「手話言語法」制度を求める意見書
- 日程第28 発議第56号 集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書
- 日程第29 議員派遣の件について
- 日程第30 閉会中の継続審査(調査)について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	石黒正重	2番	福田千恵子
3番	高原典之	4番	清水英勝
5番	藤井満久	6番	山下節子
7番	吉原一治	8番	鳥居恵子
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	鳥居敏正
総務部長	渡辺三郎	総務課長	大岩良三
検査財政課長	中川昌一	防災安全課長	石黒廣輝
税務課長	柴田幸員	企画部長	齋藤恵吾
企画課長	林昭利	地域振興課長	鈴木良一
建設経済部長	平山康雄	建設課長	吉村仁志
産業振興課長	北川眞木夫	水道課長	石堂和重
厚生部長	早川哲司	住民課長	宮地廣二
福祉課長	河合高	環境課長	鈴木喜雅
保健介護課長	鈴木正則	教育長	大森宏隆
学校教育課長	内田静治	社会教育課長	石川芳直
学校給食センター所長	細谷秀昭	会計管理者兼 出納室長	石堂登久則

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	竹味英季	主査	保母公次
--------	------	----	------

[開議 9時30分]

○議長（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

昨日は、総合体育館で少年の主張大会が開催されました。その中で、1人の少年が「都会より田舎」という題名で、田舎のよさを切々と主張しておりました。若い世代が南知多を好きになり、誇れるようなまちづくりをしていきたいと思えます。

去る9月10日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をいただき、まことに御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（榎戸陵友君）

日程第1、議案第39号 平成25年度南知多町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第39号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る18日開催し、本議案の審査をいたしました。

まず関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第39号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2 認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第2、認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

まず松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る16日に開催し、本議案の審査をいたしました。

まず順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

学校教育課関係について、質疑としまして、電力デマンド監視業務手数料が新規に計上されているが、その目的と今後の対応はどうか。答弁としまして、各学校施設における契約電力は、過去1年間の最大需要電力値により基本料金が算定されることから、電力需要のピーク値を下げるべく電力デマンド監視装置を設置したもので、平成26年度からの本格稼働に向け、小・中学校3校で試験的に実施したものです。

次の質疑としまして、小・中学校の管理用備品費が前年度と比較して大幅に増額となっているが、主な内訳はどうか。答弁としまして、あいち森と緑づくり事業交付金を主な財源として、小学校用として教壇22台、机・椅子44組、中学校用として教卓20台、げた箱8台を購入したものです。

次に、社会教育課関係について、質疑としまして、町民会館費の備品購入費にある施設用備品は何を購入したのか。答弁としまして、図書室の事務室用エアコンとサッカーゴール及びゴールネットです。

次の質疑としまして、体育施設費の総合体育館清掃委託料が平成24年度に比べ増加しているのはどうしてか。答弁としまして、平成25年度の総合体育館清掃委託料には、隔年で実施しているガラス清掃が入っているため前年よりも増額となったものです。

次に、学校給食センター関係について、質疑としまして、学校給食費徴収金滞納繰越分とあるが何件分か。答弁としまして、平成24年度滞納繰越分であり、1件です。

次の質疑としまして、給水管漏水調査委託料とは何か。答弁としまして、水道使用量が大幅にふえたため、漏水調査を行ったものです。

次に、保健介護課関係について、質疑としまして、ピロリ菌検査の実施状況はどうなっているか。答弁としまして、受診者数は204人で、陽性者数は63人、診断後処置者数は54人となっています。

次の質疑としまして、「8020」歯のコンクール事業として、80歳になっても自分の歯を20本保有している人を表彰しているが、その際の歯科検診について自己負担はあるのか。答弁としまして、自己負担はありません。

次に、環境課関係について、質疑としまして、合併処理浄化槽設置事業費補助金において、浄化槽の規模別内訳は何基か。答弁としまして、5人槽26基、7人槽23基、10人槽2基の計51基です。10人槽のうち1基は2世帯住宅ではないため、規定により7人槽分の補助金を交付しています。

次の質疑としまして、住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金の交付状況はどうか。また、交付対象要件はどうか。答弁としまして、34件を交付しております。補助金額につきましては、太陽電池の最大出力が1キロワット当たり2万円で、4キロワット8万円を限度としています。

次に、福祉課関係について、質疑としまして、警備業務委託料が増額となっているが、理由は何か。答弁としまして、平成24年度は警備業務を年度途中の11月から開始し、25年度につきましては4月より警備業務を開始しているために、昨年より増額となりました。

次の質疑としまして、保育所庁用備品は何か。答弁としまして、給食用食器、事務用パソコン、物置などです。

次に、住民課関係に付いて、質疑としまして、住民基本台帳カードは何に利用できるのか。答弁としまして、住民基本台帳カードは、運転免許証と同様に、本人確認のための身分証明書として利用できます。また、公的個人認証サービス証明書の申請をされますと、国税電子申告・納税システム、通称イータックスによる所得税の確定申告等ができます。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まず建設課関係について、質疑としまして、土木費の不用額が多いのは住宅費であるが、住宅の耐震改修が進んでいないのか。答弁としまして、広報、ホームページ等で耐震関係のPRはしていますが、耐震改修費用が高いと考えているのか、現状は応募が少なく、実施件数が増加していません。

次の質疑としまして、町営住宅の耐震についてはどのような状況か。答弁としまして、内海の住宅については耐震基準を満たしているが、山海、豊浜、日間賀島、篠島については、建築年が昭和28年、34年、48年と古く、基準を満たしていませんので、入居者の退去後には改修せずに廃止する予定です。

次に、産業振興課関係について、質疑としまして、青年就農給付金の実績が8人と1組の夫婦とあるが、うち新規就農者は何人あったか。答弁としまして、新規就農者への青年就農給付金支給事業は平成24年度より行っていますが、初年度は7人と1組の夫婦に対して支給し、平成25年度には新たに1人が就農しました。

次の質疑としまして、勤労者住宅資金預託金が前年度に比べて2倍の500万になっているが、この預託金の目的と内容は。答弁としまして、預託金の目的は、町内の勤労者が住宅資金融資を低金利で受けやすくするために、町が融資基金を取扱金融機関に預託するものです。平成25年度の金融機関の制度変更に伴い、融資限度額は預託金額を基準

としてその10倍までとなっておりますが、新規融資可能額を引き上げるため、預託金を増額したものです。

次に、企画課関係について、質疑としまして、平成25年度に住宅・土地統計調査費がふえた理由は何か。答弁としまして、この調査は5年ごとに実施されるもので、平成25年度は調査員、指導員により本調査を実施したためです。

次の質疑としまして、広報印刷費がふえた理由は何か。答弁としまして、平成24年度において策定した振興基本計画の周知のため、カラー印刷で記事を掲載したことなどによるものです。

次に、地域振興課関係について、質疑としまして、まちづくり推進事業費が平成24年度決算に比べて、753万9,000円減額となっているが、その理由は。答弁としまして、振興基本計画策定委託業務が平成24年度に終了したことによるものです。

次に、税務課関係について、質疑としまして、知多地方税滞納整理機構への負担金40万円は何に使うのか。答弁としまして、知多地方税滞納整理機構で使用する公用車及びパソコンのリース代、郵送費などに使用しております。知多5市5町一律で負担しています。

次の質疑としまして、大規模雑種地太陽光発電施設用地鑑定評価業務委託料を支払っているが、その目的は何か。答弁としまして、1万平方メートル以上の太陽光発電施設用地を平成26年度から課税するために鑑定評価を委託したものです。

次に、防災安全課関係について、質疑としまして、災害対策費における備品購入費で購入した避難所用備品、災害対策用備品、防災備蓄倉庫、災害拠点用資機材、どこに配備しているのか。答弁としまして、避難所用備品の間仕切りにつきましては豊丘むくろじ会館に、災害対策用備品の衛星携帯電話につきましては役場本庁と総合体育館、各サービスセンターに配置してあります。また、防災備蓄倉庫につきましては旧新運動公園に、災害拠点用資機材の仮設トイレにつきましては旧新運動公園の防災備蓄倉庫で保管しています。

次の質疑としまして、防犯カメラを設置しているが、どんな効果があったのか。答弁としまして、防犯カメラを設置する際には、その周辺に防犯カメラ設置中という周知のための表示板を設置しますので、カメラ本体も含めて犯罪等に対する抑止効果があると考えています。

次に、総務課関係について、質疑としまして、官報情報等検索サービス料が昨年に比

べてふえているがなぜか。答弁としまして、地方分権改革一括法に対応するために、例規整備支援情報サービスと法制相談サービスを新規に委託したものです。

次の質問としまして、コンプライアンス研修を実施したが、職員には浸透しているか。答弁としまして、全国市町村国際文化研修所でコンプライアンス研修を受けてきた職員が講師となり、職員対象に実施しました。また、新規採用職員や各サービスセンターの臨時職員に対しても研修を実施し、職員に浸透を図りました。

次に、検査財政課関係について、質疑としまして、臨時財政対策債とはどのような町債か。答弁としまして、普通交付税として交付すべき国の財源が不足した場合に、地方公共団体みずからが地方債を発行するものです。また、償還に要する費用は後年度の普通交付税で全額措置されます。

次の質疑としまして、財政調整基金残高が多額となっているが、その資金運用方法はどのようにしているか。答弁につきまして、10億円については11カ月定期に預け入れている。利息は、平成25年3月29日から平成26年3月3日の339日間で139万3,150円です。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により、原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

認定議案第1号 平成25年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

最初に、平成25年度決算に係る消費税についてであります。

南知多町の消費税支出は概算で1億800万円、一方で、地方消費税交付金は2億109万3,000円となっています。一見、南知多町の支出と交付金収入を比較のみの数字で見る

ならば恩恵を受けているように見られますが、住民が支払っている消費税を考えるならば、とても容認できるものではありません。

消費税が導入され、26年を経過しました。この間、消費税による税収は282兆円に上ります。一方、この間に法人税収は256兆円も減ってしまいました。国民には大增税を押しつけ、大企業には減税という逆立ち税制そのものであります。

消費税導入時、消費税の3%から5%に引き上げ時にも、高齢化社会を迎えるために、社会保障の充実のためとしてきました。また、ことし4月からの消費税8%、2015年10月から10%への引き上げを決めた自民・公明・民主の3党合意は、税と社会保障の一体改革をするためとしました。しかし、現実はどのようになっているか。消費税導入後、社会保障は改悪に改悪を重ねられています。今では、年金のみでは生活ができない、病気になるのが怖い、これから先々が不安など、社会保障の改悪によって安心して生活ができない、老後が心配という状況に社会全体がなっています。国民の生活に不安を大きく与えている消費税は、廃止の道を進めるべきではないでしょうか。

愛知県知多地方滞納整理機構による税滞納徴収について、愛知県主導で、3年間の限定で始められました。滞納整理機構による滞納徴収事務単価は、地方税滞納の徴収と徴収技術のノウハウを習得するためとされてきました。滞納整理機構と収納課による滞納分の徴収率は確実に上がってきてはいます。しかし、これまでの3年間の実績の中で、滞納、徴収滞納については、さまざまなノウハウを積んできていると思います。また、委員会の質疑においても、またやるのかという質問に対しては、3年間続けるといふような報告がありました。南知多町については、法、条例に基づいて実行しているとのことですが、滞納整理機構から脱退し、収納課のみによる徴収に切りかえるべきではないかと思えます。

大型公共事業推進団体への負担金問題について、リニア新幹線建設促進期成同盟負担金3,000円は、負担金としては少ないですが、環境アセスメントの結果は問題点も多く指摘されており、環境、電力消費量、需要、経営など、多くの問題点が指摘されています。これらの問題が解決されないまま事業が進められることは、後世に大きな負担を強いる危険が多過ぎます。

中部国際空港知多地区連絡協議会は、大型公共事業推進の面が強く見受けられますが、産業観光推進事業に一定の役割を果たしている面もあります。住民負担の押しつけを進める負担金については、南知多町が主体性を持って再点検することが重要だと思います。

知多南部環境組合によるごみ処理施設建設については、環境アセスメントを実施する段階へと進んでいます。広域ごみ処理は、東日本大震災のような大災害が発生した場合、住民生活に甚大な影響があることが明らかとなりました。各種の事業で効率化が叫ばれていますが、生活に密着した事業においては、生活への安定と安心が最重要課題として議論される必要があります。このような観点から見ると、小規模分散型が大規模災害時、被害を最小限にとどめることに有効なことが証明されており、現在の事業を再考する必要があります。

各地の大型焼却施設で問題になっている点として、施設の効率的運用の一つとして、エネルギー回収を目的とした発電があります。可能な限り多くの収入を確保するため、発電機の容量を過大に見積もることで熱量不足を生じ、分別収集したプラスチック、紙類を焼却するという事態になっている施設があります。地球環境を守るという点で実施されている分別収集、資源化に逆行するようなことは絶対に起こしてはならないことであります。

最後に、今年度、子育て支援の拡充で、同時入所の場合、第2子は保育料が無料となっていました。不整備のことによって待機児童を生むようになってしまいました。そういったことがこれからはないように、やはり行政のほうできちんと受け皿を用意することが求められていると思います。また、臨時保育士の処遇改善も行う必要が求められます。

以上の点を求めまして、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は認定であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第3 認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第3、認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

国民健康保険税の収納率が81.63%だが、他市町と比べてどうか。知多5市5町における本町の徴収率は、平成25年度現年分は3位、滞納分は6位、合計順位では3位となっています。

次の質疑としまして、療養給付費の伸びが大きい、その原因は何か。答弁としまして、1人当たりの治療や入院で高額になった方が増加したことが原因だと思われま

す。慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

6番、山下節子君。

○6番（山下節子君）

認定議案第2号 平成25年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論をいたします。

一般質問で幾つかの問題点を述べさせていただきましたが、資産割において美浜町と比較した場合、課税対象額に対して、資産割が医療分、支援分、介護分と合わせると、美浜町は32%、南知多町は58.5%、これは高過ぎると言わざるを得ません。固定資産税

も払い、その上に国保税では58.5%の資産割、税の二重取りになるのではないかという問いに対しては、資産割は国民健康保険に必要な費用に充てる目的で賦課しており、目的が異なるという答弁でしたが、資産があっても利益を生まないという点で適切な課税方法が疑問です。国保税の積算根拠とするべきではないと考えます。さらに、低所得者の多い当町において、一般財源から繰り入れをふやし、負担の軽減を図ると同時に、暮らしの応援をするべきではないでしょうか。

これで、国保税の反対討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第4 認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第4、認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

認定議案第3号 平成25年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

この制度で大きな問題になるのは保険料です。小池晃党副委員長が、この制度は医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者がみずから自分の感覚で感じ取っていただくものだと、説明会での高齢者の担当者の発言を告発したことは記憶に新しいところです。今後、75歳以上の高齢者人口はふえ続け、2025年には最大になると言われ、下げる努力をし続けられない限り、保険料は際限なく上がり続けるため、保険料問題は最大の論点となっています。

後期高齢者医療制度そのものがうば捨て山医療と呼ばれ、制度開始前、開始後も一貫して強い世論の反対にさらされています。廃止されて当然の医療制度に対する特別会計であり、高齢者を差別する医療制度に反対する立場から、反対討論といたします。終わります。

○議長(榎戸陵友君)

これをもって討論を終了いたします。

これより認定議案第3号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第5 認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第5、認定議案第4号 平成25年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護認定の申請受け付け件数は増加しているのか。答弁としまして、増加傾向が続いていましたが、平成23年度以降は横ばい傾向となっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第6 認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第6、認定議案第5号 平成25年度南知多町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、使用料の収入未済額は滞納額か。答弁としまして、滞納額です。

次の質疑としまして、滞納額は単年度分か、または過年度分も入っているのか。答弁としまして、過年度分も入っています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第7 認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出
決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第7、認定議案第6号 平成25年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、借り入れの償還についてはあと何年あるか。答弁としまして、平成36年度に終わる予定です。

次の質疑としまして、県からの土地の借地代についてはどうなっているのか。答弁としまして、まだ借入金の償還が済んでいないので減免されていますが、償還が終了すると年間900万円弱払うことになります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第8 認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（榎戸陵友君）

日程第8、認定議案第7号 平成25年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました認定議案第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、昨年度と比べて有収率が下がっている理由は。答弁としまして、布設がえ工事等で管を洗う水は、料金に反映されない水であり、特に佐久島の布設がえ工事では延長1,043メートルにたくさんの水を使用したことが大きな要因です。

次の質疑としまして、離島分収支に係る赤字補填分については毎年計算しているのか。答弁としまして、毎年計算し、佐久島分を西尾市から補助金としてもらっています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより認定議案第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

日程第9 議案第42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第9、議案第42号 南知多町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第42号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、認定こども園とは何か。答弁としまして、保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子供に教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援としての相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設のことです。

次の質疑としまして、南知多町は国基準どおりとしているが、ほかでは国基準以外としているところもあるのか。答弁としまして、他市町で暴力団排除等を独自に規定しているところもあります。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第42号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第10、議案第43号 南知多町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第43号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第43号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（榎戸陵友君）

日程第11、議案第44号 南知多町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第44号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、この条例ができて、現在ある児童クラブで当てはまるものは何か。
答弁としまして、主なものとして、現在の要綱では対象学年が1から3年生の低学年としておりますが、新制度では対象学年が6年生までとされ、その点が関係してきます。

次の質疑としまして、夏休みは利用人数が多いが、面積基準は満たしているか。答弁としまして、通常より夏休みは利用人数が多くなりますが、基準では、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上であり、基準は満たしています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

**日程第12 議案第45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部
を改正する条例について**

○議長（榎戸陵友君）

日程第12、議案第45号 南知多町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました議案第45号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、地方公務員法が改正されたための条例改正だが、なぜこの時期に行うのか。答弁としまして、地方公務員法の職員の休業の種類に配偶者同行休業が追加されたことにより、人事行政の運営等の状況の公表項目に休業が追加されたためです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第45号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第13、議案第46号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第46号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、父子家庭の規定は新たに追加されたものなのか。答弁としまして、父子家庭についても現行条例において従前より規定されており、追加するものではありません。

次の質疑としまして、中国残留邦人は南知多町に何人いるのか。答弁としまして、本町には中国残留邦人は一人もいません。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第44号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例について

○議長（榎戸陵友君）

日程第14、議案第47号 南知多町障害者医療費支給条例及び南知多町精神障害者医療費支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第47号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第47号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第15、議案第48号 平成26年度南知多町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第48号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず順次各課ごと、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

社会教育課関係について、質疑としまして、岡部区の山車の修復事業の内容はどのようなものか。答弁としまして、山車の車輪と車軸の取りかえ、かじ棒の高さの変更、上山・前山の屋根修理、彫刻の補修などです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

次に、鈴川総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴川和彦君）

ただいま上程されました議案第48号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

防災安全課関係について、質疑としまして、災害対策費で購入する防災備蓄倉庫と災害拠点用資機材の仮設トイレはどこに配備するのか。答弁としまして、防災備蓄倉庫につきましては3基購入しましたが、そのうち2基は旧新運動公園に、1基は防災拠点広場である町民会館グラウンドへ配備します。また、災害拠点用資機材の仮設トイレにつきましては、旧新運動公園の備蓄倉庫に配備します。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第48号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第16、議案第49号 平成26年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第49号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第49号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第17、議案第50号 平成26年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第50号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第50号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（榎戸陵友君）

日程第18、議案第51号 平成26年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました議案第51号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は10時50分までとします。

[休憩 10時35分]

[再開 10時48分]

○議長（榎戸陵友君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

日程第19 請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第19、請願第4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい
て、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛
成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより請願第4号の件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第20 請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第20、請願第5号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより請願第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第21 請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第21、請願第6号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第22 請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第22、請願第7号 「手話言語法」制定を求める意見書の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松本文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（松本 保君）

ただいま上程されました請願第7号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより請願第7号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

日程第23 請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願

○議長（榎戸陵友君）

日程第23、請願第8号 「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

鈴木総務建設委員長。

○総務建設委員長（鈴木和彦君）

ただいま上程されました請願第8号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

各委員に意見を求めましたが、主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により本請願を採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

6番、山下節子君。

○6番(山下節子君)

請願第8号「集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書」の提出を求める請願についての賛成討論を行います。

集団的自衛権行使容認の閣議決定で大騒ぎになり、安倍首相は意図的に冷却期間を置こうとしています。安倍政権は3重の憲法違反をしました。憲法で、権力者を監視する資格を与えられているのは、主権者である国民大衆です。憲法が期待する主権者としての役割を我々が果たすときです。

3つの憲法違反とは何か。第1は、憲法9条を踏みにじったことです。9条は、1項で戦争を放棄し、2項では軍隊と交戦権、つまり海外で戦争を遂行する手段の行使も禁じています。だから、日本は、みずからが侵略された場合にのみ、自衛隊が抵抗する専守防衛を国是としてきました。海外派兵の禁止も、この憲法に由来する当然の国是だったのです。

自国が侵略された場合、単独で反撃することを正当化する権利が個別的自衛権です。これは、国際慣習法上、全ての独立国家で認められています。他方、今問題になっている集団的自衛権は、同盟国を支援するため海外派兵することがその本質です。これも、国際法上は認められていても、我が国では憲法9条で行使できないとされてきました。この集団的自衛権の行使を解禁するという安倍政権の閣議決定は、単純明快、乱暴な憲法違反です。

第2は、憲法の改正手続を定めた96条違反です。改正手続なしに、内閣が憲法解釈の変更だけで9条を勝手に踏み越えるのは明白な違反です。

第3は、憲法99条に明記された公務員の憲法尊重擁護義務に対する違反です。

経済大国の日本が実に70年も戦争をしていないということは、世界に誇れることです。

こんな国は、世界の歴史上ありません。それは9条があるからです。テロや紛争、宗教対立が横行する国際政治では新しい価値です。日本は、この実績を生かし、戦争の歯どめ役になれる。しかし、集団的自衛権で米軍の2軍になったら、歯どめ役の資格はなくなります。日本の各地でテロが起こる可能性が一層高まります。そんな危険な道は断じてストップさせなければなりません。

これで、賛成討論を終わります。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって討論を終了いたします。

これより請願第8号の件を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

請願第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。よって、本件は不採択となりました。

日程第24 発議第52号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第24、発議第52号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第52号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子供たちの健全育成と、さまざまな教育課題の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより発議第52号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第53号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第25、発議第53号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第53号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、父母負担と教育条件の公私格差を是正し、経済的理由により教育の機会均等を損なうことがないようにするため、愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、愛知県知事であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第53号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第54号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第26、発議第54号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第54号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、父母負担と教育条件の公私格差を是正し、経済的理由により教育の機会均等を損なうことがないようにするため、国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願が採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第54号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第27 発議第55号 「手話言語法」制定を求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第27、発議第55号 「手話言語法」制定を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

9番、松本保君。

○9番（松本 保君）

発議第55号 「手話言語法」制定を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及・研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法の制定を求める意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第55号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議第56号 集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書

○議長（榎戸陵友君）

日程第28、発議第56号 集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

10番、鈴木和彦君。

○10番（鈴木和彦君）

発議第56号 集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、国民に十分な説明がされず、国民の圧倒的多数が反対し、各界の広範な著名人などが反対表明し、徴兵制まで懸念される集団的自衛権行使容認を認めた閣議決定の撤回を求める意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣であります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（榎戸陵友君）

これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより発議第56号の件を起立により採決いたします。

本件を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は否決されました。

日程第29 議員派遣の件について

○議長（榎戸陵友君）

日程第29、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議席に配付いたしました議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第30 閉会中の継続審査（調査）について

○議長（榎戸陵友君）

日程第30、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

各常任委員長、各特別委員長、議会運営委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定いたしました。

○議長（榎戸陵友君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第4回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 11時10分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員